

救急・周産期・小児医療機関Q&A(香川県)

No	項目	質問	回答
1	2 対象医療機関	例えば、コロナウイルス感染者数の拡大により、新たに「新型コロナ疑い患者の診療を行う医療機関として調整・登録された」場合、増額申請は不可能なのか。	当事業の対象医療機関は、「救命救急センター、二次救急医療機関、精神科救急医療機関、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター等」のうち、「新型コロナ疑い患者の診療を行う医療機関として調整・登録された医療機関」であり、今後、追加的に対象となる医療機関はないと考えています。
2	2 対象医療機関	これから開業予定であるが、補助対象となりうるか。	対象医療機関に該当する医療機関で、令和2年4月から令和3年3月までに院内感染防止対策を行う場合は対象となります。ただし、当事業は「救命救急センター、二次救急医療機関、精神科救急医療機関、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター等」のうち、「新型コロナ疑い患者の診療を行う医療機関として調整・登録された医療機関」を対象としており、今後新規に対象医療機関が追加されることはないと考えています。
3	3 交付申請	いつまでに交付申請をすればいいですか。	国が想定する申請受付期限は、令和3年2月ですが、円滑な交付金支給のために、なるべく、令和2年12月末までに申請いただきますようお願いいたします。
4	3 交付申請	医療法人として複数の施設を運営している場合、施設毎に申請することが可能か。その場合、施設毎に申請する必要があるか。	当事業は、施設ごとに申請することとしており、法人単位でまとめて申請することは想定しておりません。
5	3 交付申請	1回目の申請額が上限に達していなくても、2回目以降の申請はできないのか。	厚生労働省の指導により、当補助金の申請は1施設当たり、1回限りとさせていただきますので、上限額を下回る金額で申請し、上限額の範囲内で実績額が申請額を上回った場合でも変更申請等はできません。
6	3 交付申請	医療機関・薬局等の感染拡大防止対策は、国保連へのオンライン申請だが、当事業も申請方法はオンラインとするのか。	救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止対策については、香川県医務国保課に紙の申請書を提出いただくこととしております。
7	4 補助額	設備整備事業全体の補助上限額はありますか。	上限額は定められておりません。
8	4 補助額	当院には、職員の手当てがつかず、休止としている病床があるが、支援金算出に係る病床数に当該休止病床を算入してもよいか。	支援金算出に係る病床数は、一般病床、療養病床、精神病床、感染病床、結核病床の令和2年4月1日時点の許可病床数の合計です。

No	項目	質問	回答
9	5 交付対象経費	当初申請した感染症対策備品が、在庫不足により令和2年度中に購入できないことが判明した。次年度繰越は可能か。他の対象備品に変更してよいか。上限額の範囲内なら額が増えても構わないか。	次年度繰越については、原則として考えていない。 当事業は、令和2年4月1日以降に支出した交付対象事業に係る経費が対象となるため、対象経費を見直して上限額を満たすように実績報告頂きたい。 厚生労働省の指導により、当補助金の申請は1施設当たり、1回限りとさせていただきますので、上限額を下回る金額で申請し、上限額の範囲内で実績額が申請額を上回った場合でも変更申請等はできません。
10	5 交付対象経費	個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)の整備の補助については、一人当たり3,600円とあるが、対象は医者、看護師のほか、どこまでの職員が対象になるのか。 計算方法としては、3,600円×対象人数までの金額が補助されると考えて、各品目の数は揃えないで購入してもよいか。もしくは、一人分ずつ揃えて、その上限額がそれぞれ3,600円と揃えなければいけないのか。 また、各品目の規格に関する一例が示されているが、これ以外の物品を購入した場合は、補助対象外となることもあるのか。	個人防護具については、厚生労働省からのQ&Aによると、患者1人当たり3,600円とされています。 恐れ入りますが、詳細は、厚生労働省のコールセンター(03-3595-3317)に問合せください。 設備整備事業については、交付要綱別表の物品が対象となります。その他の物品購入する場合は、支援金事業の対象となると考えています。
11	5 交付対象経費	①新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用品(消耗品)及び備品購入費 や、⑨救急医療を担う医療機関において、疑い患者の診療に要する備品 とは具体的に何を想定していますか。	①については、疑い患者を受け入れる病床に必要な需用品(感染防止対策に要する費用)、⑨救急処置室等で疑い患者を受け入れる際に必要な備品と考えており、特に物品を制限しているものではありません。 各医療機関において、購入する物品について、疑い患者を受け入れる際にどのような理由で必要なのか、整理しておいてください。
12	5 交付対象経費	令和2年4月に独自で感染予防対策を実施したが、領収書を残していない。この場合は交付申請を行うことはできないか。	領収書等の購入した物品と支払額が確認できる書面がない場合は、交付対象経費とはできません。納入業者等に領収書を改めて発行してもらうか、他の物品を交付対象経費として申請ください。

No	項目	質問	回答
13	5 交付対象経費	補助対象となる費用かどうか、どこで確認することができるか。	<p>設備整備事業については、交付要綱別表に対象となる物品を記載しております。</p> <p>支援金については、従前から事業所に在籍している職員の人件費及び通常の医療に従事職員の人件費が対象とならないこと以外に個別に交付対象となる・ならないを要綱等でお示しすることは考えておりません。</p> <p>今回の新型コロナウイルス感染症拡大の状況下で、新型コロナウイルス感染症疑い患者受入のために令和2年4月以降に発生した費用を計上ください。</p>
14	5 交付対象経費	従前から勤務している者を、院内感染対策業務に専従させた場合、その者の人件費は対象とならないのか。	従前から事業所に在籍している職員の人件費及び通常の医療に従事職員の人件費は対象となりません。
15	5 交付対象経費	研修受講に係る旅費も補助の対象となるか。	対象と考えております。
16	5 交付対象経費	休日勤務等の割増賃金も補助の対象となるか。	従前から事業所に在籍している職員の人件費及び通常の医療に従事職員の人件費は対象となりません。
17	5 交付対象経費	設備等について、中古品は補助対象となるのか。	発熱等の症状がある患者を安全に受け入れるために、当該機器がどのように活用できるのかを各医療機関において、十分整理いただけるのであれば、対象になると考えます。
18	5 交付対象経費	分割払い購入を予定しているが、対象となるか。	分割払い費用を交付対象とすることは考えておりません。
19	5 交付対象経費	支援金事業のQ&Aでは、医療機関の清掃委託、洗濯委託も交付金対象とされている。清掃や洗濯委託等は、例年委託している業務に相当する範囲の事業も対象となるか。	新型コロナウイルス感染症疑い患者受入れに当たって、要した費用という趣旨から、令和2年4月以降に例年よりも増加した業務に要した費用を基本と考えていただきますようお願いします。
20	6 実績報告	実績報告の際に、領収書の代わりに認められるものがあるか。	交付対象医療機関が購入等したこと、購入した物品や提供を受けた役務、交付対象医療機関が支払った金額を取引相手が受領したこと、上記3点が確認できる取引相手や中立的な第三者が作成した書面の提出をお願いします。
21	7 補助金支払い	補助金はいつ入金されますか。	<p>設備整備費については、実績報告後の精算払いと考えております。</p> <p>支援金については、交付決定後に医療機関からの請求に基づき、概算払いする予定としております。支払時期は、請求書受付日から30日以内と考えております。</p>

No	項目	質問	回答
22	7 補助金支払い	申請からどのくらいの期間で入金されるのか。	設備整備費については、実績報告後の精算払いと考えております。支援金については、交付決定後に医療機関からの請求に基づき、概算払いする予定としております。支払時期は、請求書受付日から30日以内と考えております。
23	8 その他	感染拡大防止対策のため、休床・休棟している病床を復活させることは認められるのか。認められる場合、コロナ感染症が収束した場合の扱いはどうなるか。	休止病床の再稼働・新規病床の設立については、新型コロナウイルス感染症患者の入院を受入れる医療機関について、特例許可が認められています。特例許可に基づく病床は、収束後は、削減が求められます。一般的に休止病床等を再稼働させる場合は、地域医療構想調整会議での協議を経た上で、医療法に基づく手続きを進める必要があります。
24	8 その他	コロナ収束後、整備した備品等は通常の診療で使用してもいいですか。	当事業は、当分の間、新型コロナウイルス感染症の流行拡大と収束が繰り返すという認識のもとに、新型コロナウイルス感染症疑い患者が常に受診するという前提で考えております。そのため、一時的に流行が収束した後も、疑い患者の診察のために購入等した備品等については、疑い患者専用としてください。ただし、広く、院内感染防止対策に要するとして購入する消耗品等については、通常の診療においても、感染防止のために使用してください。
25	8 その他	当補助金を受ける場合、今後必ず疑い患者を受け入れる必要がありますか。	本事業を実施する医療機関は、救急隊から疑い患者の受入れ要請があった場合には、一時的にでも当該患者を受け入れることとされております。
26	8 その他	今回の補助金は、課税対象となるのか。	他の補助金と同様の扱いとされています。